

健康保険被扶養者（変更）届

常務理事	事務長	部長	課長	担当者

被保険者欄	被保険者証の記号・番号	個人番号(抹消の場合は不要)	生年月日	5.昭 9.令 7.平	年	月	日	備考			
	氏名 (フリガナ) (氏)	(名)	取得年月日	5.昭 9.令 7.平	年	月	日	収入(年収) 円			
			居所	〒							
被扶養者欄	氏名 (フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	5.昭 9.令 7.平	年	月	日	性別	1.男 2.女		
	続柄	職業	収入(年収)	円	居所	1.同居 2.別居	〒				
	被扶養者になった日	7.平成 9.令和	年	月	日	被扶養者から除かれた日	7.平成 9.令和	年	月	日	理由
	住民票住所	同上	〒			(下記注)の年の1月1日の住民票住所	同上	〒			
	海外特例要件該当日	9.令和	年	月	日	海外特例要件理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他				
	海外特例要件非該当日	9.令和	年	月	日	海外特例要件非該当理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他()				

被扶養者欄の住所と同じ場合、同上にチェックを入れてください。なお、その場合は右の住所の記入は不要です。(他の被扶養者欄においても同様)

被扶養者欄	氏名 (フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	5.昭 9.令 7.平	年	月	日	性別	1.男 2.女		
	続柄	職業	収入(年収)	円	居所	1.同居 2.別居	〒				
	被扶養者になった日	7.平成 9.令和	年	月	日	被扶養者から除かれた日	7.平成 9.令和	年	月	日	理由
	住民票住所	同上	〒			(下記注)の年の1月1日の住民票住所	同上	〒			
	海外特例要件該当日	9.令和	年	月	日	海外特例要件理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他				
	海外特例要件非該当日	9.令和	年	月	日	海外特例要件非該当理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他()				

被扶養者欄	氏名 (フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	5.昭 9.令 7.平	年	月	日	性別	1.男 2.女		
	続柄	職業	収入(年収)	円	居所	1.同居 2.別居	〒				
	被扶養者になった日	7.平成 9.令和	年	月	日	被扶養者から除かれた日	7.平成 9.令和	年	月	日	理由
	住民票住所	同上	〒			(下記注)の年の1月1日の住民票住所	同上	〒			
	海外特例要件該当日	9.令和	年	月	日	海外特例要件理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他				
	海外特例要件非該当日	9.令和	年	月	日	海外特例要件非該当理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他()				

【事業主記載欄】事業主の確認により添付書類を省略した場合は、該当するものに○をしてください。

確認	被保険者との続柄(※)に関する証明書類が省略されている者については、続柄を確認しています。
----	-----------------------------------------------

※ 内縁関係の場合は省略できません。

(注)届出日が5月31日以前の場合前年1月1日の、6月1日以降の場合当年1月1日の住民票住所

事業所所在地	〒
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	()

令和 年 月 日 提出 受付年月日

社会保険労務士の代行者印

健康保険被扶養者（変更）決定通知書

被保険者欄	被保険者証の記号・番号	個人番号	個人番号は記載しないこと		生年月日	5.昭 9.令	年	月	日	備考	
	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	取得年月日	5.昭 9.令 7.平	年	月	日	収入(年収)	円	
	住所	〒									
被扶養者欄	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	5.昭 9.令 7.平	年	月	日	性別	1.男 2.女	
	個人番号は記載しないこと										
	続柄	職業	収入(年収)	円	住所	1.同居 2.別居	〒				
	被扶養者になった日	7.平成 9.令和	年	月	日	被扶養者から除かれた日	7.平成 9.令和	年	月	日	理由
	住民票住所	同上	〒		(届書注)の年の1月1日の住民票住所	同上	〒		備考		
海外特例要件該当日	9.令和	年	月	日	海外特例要件理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他					
海外特例要件非該当日		年	月	日	海外特例要件非該当理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他()					

被扶養者欄の住所と同じ場合、同上にチェックを入れてください。なお、その場合は右の住所の記入は不要です。(他の被扶養者欄においても同様)

被扶養者欄	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	5.昭 9.令 7.平	年	月	日	性別	1.男 2.女	
	個人番号は記載しないこと										
	続柄	職業	収入(年収)	円	住所	1.同居 2.別居	〒				
	被扶養者になった日	7.平成 9.令和	年	月	日	被扶養者から除かれた日	7.平成 9.令和	年	月	日	理由
	住民票住所	同上	〒		(届書注)の年の1月1日の住民票住所	同上	〒		備考		
海外特例要件該当日	9.令和	年	月	日	海外特例要件理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他					
海外特例要件非該当日		年	月	日	海外特例要件非該当理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他()					

被扶養者欄	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	5.昭 9.令 7.平	年	月	日	性別	1.男 2.女	
	個人番号は記載しないこと										
	続柄	職業	収入(年収)	円	住所	1.同居 2.別居	〒				
	被扶養者になった日	7.平成 9.令和	年	月	日	被扶養者から除かれた日	7.平成 9.令和	年	月	日	理由
	住民票住所	同上	〒		(届書注)の年の1月1日の住民票住所	同上	〒		備考		
海外特例要件該当日	9.令和	年	月	日	海外特例要件理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他					
海外特例要件非該当日		年	月	日	海外特例要件非該当理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他()					

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(近畿厚生局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省)内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

事業所所在地	〒
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	()

上記について
令和 年 月 日付で
認定・削除したことを通知します。

神戸機械金属健康保険組合 理事長

被扶養者認定の申請にあたって、届書に添えなければならない書類等

被扶養者資格を証明する次の書類

※1 収入を確認する書類に関しては16歳未満の子以外(学生を除く)はどの続柄についても必要となります。(※3の場合原則省略可)

〔配偶者〕

戸籍謄本又は戸籍抄本 住民票(世帯全員の載っているもの)のいずれか(※2該当の場合省略可(婚姻の場合、「被扶養者となった日」欄に婚姻日を記入))

別居の場合はその理由を被扶養者(異動)届の理由欄に明記すること。

〔16歳未満の子〕

戸籍謄本又は戸籍抄本 住民票(世帯全員の載っているもの)のいずれか(※2該当の場合省略可)

別居の場合はその理由を被扶養者(異動)届の理由欄に明記すること。

〔16歳以上・高校生以上の子〕

戸籍謄本又は戸籍抄本 住民票(世帯全員の載っているもの)のいずれか(※2該当の場合省略可(婚姻の場合、「被扶養者となった日」欄に婚姻日を記入))

学生であればその旨を証明する書類(在学証明書、学生証のコピー等)

学生でなく、無職の場合はその理由を被扶養者(異動)届の理由欄に明記すること。

施設等に入所している場合は、入所証明書。

※2 被保険者と扶養認定を受ける双方のマイナンバーが届書に記載されており、かつ、公的書類により、扶養認定を受ける方の続柄が

届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載している場合、新生児、任意継続継続認定、定年再雇用の場合省略可

〔父母・祖父母・孫・兄弟姉妹〕

(同居の場合)

被扶養者認定の詳しい理由書

戸籍謄本又は戸籍抄本 住民票(世帯全員の載っているもの、世帯分離している場合は各世帯の住民票)のいずれか

(別居の場合)

被扶養者認定の詳しい理由書

被保険者からの1ヶ月の仕送り額のわかるもの(振込の控え、通帳の記録、現金書留の控え等)

〔その他三親等内の親族〕

被扶養者認定の詳しい理由書

戸籍謄本又は戸籍抄本 住民票(世帯全員の載っているもの、世帯分離している場合は各世帯の住民票)のいずれか

①収入がある場合必要となる書類

・パート・アルバイト等働いている場合は、直近3か月分の給与明細書、給与証明書等

・年金収入がある場合は、年金の振込通知書又は改定通知書等、年間の金額がわかるもの

・その他収入がある場合、年間の金額がわかるもの

・直近の所得課税証明書(※3該当の場合には原則として省略可)

(認定対象者の収入は原則として、給与(通勤手当含む)、年金、恩給、利子、配当、事業収入、社会保険からの現金収入及び現物収入の全てを含むものとする。)

②収入がない場合必要となる書類

・直近の所得課税証明書(※3該当の場合には原則として省略可)

※3 扶養認定を受ける方が妻又は子で学生るとき、マイナンバー及び住民票上の住所が本届書に記載されているとき

但し、健保組合が情報連携で所得情報を確認できない場合、所得証明書を提出いただきます。

情報連携により情報を取得するには2日ほど必要ですので、即日処理ができません。お急ぎの方は、所得証明書を添付願います。

※4 海外に在住して日本国内に住民票がないが、下記の例外該当事由に該当する場合

⇒各項目のいずれかの書類(なお、書類が外国語で作成されているときは、翻訳者の氏名が記載された日本語の翻訳文を添付)

例外該当事由

① 外国において留学をする学生

査証及び学生証、在学証明書、入学証明書等の写し

② 外国に赴任する被保険者に同行する者

査証及び被保険者の海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し

③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

査証及びボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し

④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者

出生や婚姻等を証明する書類等の写し

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

その他、扶養理由により、照会及び他の書類の提出をお願いすることがあります。

